

川崎市栄養食品支給事務取扱要領

平成29年3月31日
28川ここ福第1252号
市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、川崎市母子保健法施行細則(昭和62年川崎市規則第36号。以下「細則」という。)第3条に規定する栄養の摂取に関する援助に関し必要な事項を定め、もって小児保健の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、細則において使用する用語の例による。

(支給量)

第3条 細則第3条第2項に規定する乳児用調整粉乳の支給の基準量は、次表のとおりとし、現物により支給するものとする。

支給基準量	1か月相当分	特記事項
1日あたり30gを目安とする。	800～850gの缶入乳児用調整粉乳1缶	支給決定日が月途中であっても1か月相当分の1缶を支給し、対象児1人あたりの支給上限は12か月相当分の12缶とする。

(支給決定)

第4条 保健所長は、細則第8条に基づき同第3条第1項に規定する栄養食品の支給決定を行った場合は、栄養食品支給決定通知書(第1号様式)により申請者に通知する。

(支給台帳の作成等)

第5条 保健所長は、栄養食品の支給状況を管理するため、対象児ごとの支給台帳(第2号様式)を作成しなければならない。

2 保健所長は支給台帳を支給期間終了後5年間保存するものとする。

3 保健所長は、栄養食品の年間の支給状況について、栄養食品支給状況報告書(第3号様式)により、当該年度末までにこども未来局長宛て報告するものとする。

(その他)

第6条 その他、この要領に定めのない事項については、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成29年4月1日から施行する。

(川崎市母子栄養食品支給要綱の廃止)

2 川崎市母子栄養食品支給要綱(昭和49年10月1日施行)は、廃止する。

第1号様式

文書番号
年 月 日

栄養食品支給決定通知書

申請者 住所 区 _____
氏名 _____ 様

川崎市保健所長 印

年 月 日付けで申請のあった、乳児栄養食品の支給について、次のとおり支給決定します。

支給対象乳児

氏名	
生年月日	
支給期間	年 月 日～ 年 月 日

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取り消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

